

県と市町村との役割の整理について

基本的な考え方

【考え方の背景】

○住民サービスに対する多様なニーズに応えるため、基礎的自治体として、市町村の充実が求められている。

○本県は、全県的に人口減少傾向が続いていることから、市町村が比較的小規模である一方で、市町村単独での事務執行が非効率であり、対応できることが多い。その一方で、県が比較的住民に近い位置にあり、県による住民サービスが提供しやすい特性もある。また、地域による福祉サービスの提供など、行政以外の分野が公共サービスの提供を担っている状況もある。

【役割整理の考え方】（第2回鳥取県地域主権研究会における「行政サービスを担う主体」の考え方）

○「地方でできることは地方で」という地域主権社会の実現に伴い、地方において増大する事務を県と市町村との間で整理・分担。

○「全ての事務は原則として市町村が行う。市町村で対応できないものは県で、県で対応できないものは国で行う。」という補完性の原理に基づき、また、スピードメリットを生かし、住民に身近な行政サービスは、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村で実施。基本的には、この考え方に基づき、県と市町村との役割を整理。

○ただし、スケールメリットの観点から、市町村を越えて対応すべき分野については、県が実施。
・その際、当該事務に要する費用のうち、国が対応すべき部分は、国が責任を持つて措置することが必要。

・また、県が事務を行う場合においても、市町村が基礎的自治体として住民サービスを提供することには必要。

【例】産業分野を県が担う場合における、市町村の窓口業務（各種申請・届出の受付など）

【実施に向けた県と市町村との協議】

○住民サービスの充実強化に向けて、県と市町村の役割分担、事務執行体制の確保のための財源・人員の調整などをを行うため、「県と市町村との協議の場」を設置し、検討・協議。

役割の整理

【地域主権型社会において行政サービスを担うメルクマール】

- ①第1原則 身近な行政は身近な市町村で実施。「補完性の原理」。スピードメリット。
- ②第2原則 第1原則によるものであっても、スケールメリットの観点から、市町村を越えて対応すべきものは県で実施。
- ③第3原則 住民が参画してものごとを決めるべき)分野について、市町村、県、国のどの段階で判断することが適当であるか、により判断。

【県と市町村の役割の整理】

- ①市町村が担う分野
= 主に、住民に身近な「人に近い行政」
 - 福祉分野 (生活保護、障がい福祉等)
 - 環境・生活分野 (環境保全、食品行政等)
 - 義務教育 (小・中学校教育)
 - 市町村で完結する分野 (市町村で完結する道路整備・維持管理等)
- ②県が担う分野
= 主に、「基盤づくり」「産業」「広域行政等」
 - 基盤づくり (社会資本整備、「人財」育成)
 - 産業分野 (経済産業振興、観光振興、農業振興、林業振興、農地、水産振興)
 - 広域行政等 (保険財政、産業廃棄物、雇用就業支援、防災等)

★現在担っている分野と異なる分担となる分野 (主なもの)

《県から市町村へ》

- ・生活保護 (町村部)
 - ・環境保全、食品行政 (市町村に特化)
 - ・小・中学校教育に係る教職員の給与負担
- #### 《市町村から県へ》
- ・産業分野 (経済産業振興、観光振興、農業振興、林業振興等→県に特化)
 - ◎国民健康保険等に關し、医療保険全体は、国による一本化へ

鳥取県発地域主権型社会において行政サービスを担うメルクマールと業務

○地域主権型社会において行政サービスを担う主体の検討に当たっての考え方 と想定される業務

【第1原則】

- 身近な行政は、身近な市町村（基礎的自治体）で実施する。
- 「補完性の原理」を考え方のベースに役割分担。
(すべての事務は市町村が行うことを原則としながら、市町村で対応できないものは県で、県で対応できないものは国で行う。)

○スピードメリット

(この観点は、多くの場合、市町村での事務処理が妥当との考え方につながるものと考えられる。)

《検討している分野の例示》

- 【福祉】生活保護 障がい福祉 児童福祉
- 【保険】介護保険(サービス給付)
国民健康保険・後期高齢者医療(窓口業務・保険料徴収事務)
※医療保険全体については、国による一元管理へ
- 【保健】母子保健 健康診断・保健指導
- 【生活】環境保全 一般廃棄物・資源リサイクル 消費者行政
食品行政 まちづくり 住宅政策(公営住宅)
- 【土木】道路整備・維持管理(市町村内で完結するものなど)
河川管理(準用河川)

【第2原則】

○第1原則により市町村が行うことが適当と考えられるものにあっても、スケールメリットの観点から、市町村を越えて対応すべきものについては県

《検討している分野の例示》

- 【産業等】経済産業振興 観光振興 文化振興 農業振興 林業振興
農地 水産振興
- 【生活】産業廃棄物
- 【労働】雇用就業支援 職業訓練
- 【土木】道路整備・維持管理(市町村を越えるものなど)
河川管理(1級河川・2級河川) 治山
- 【教育】高校教育

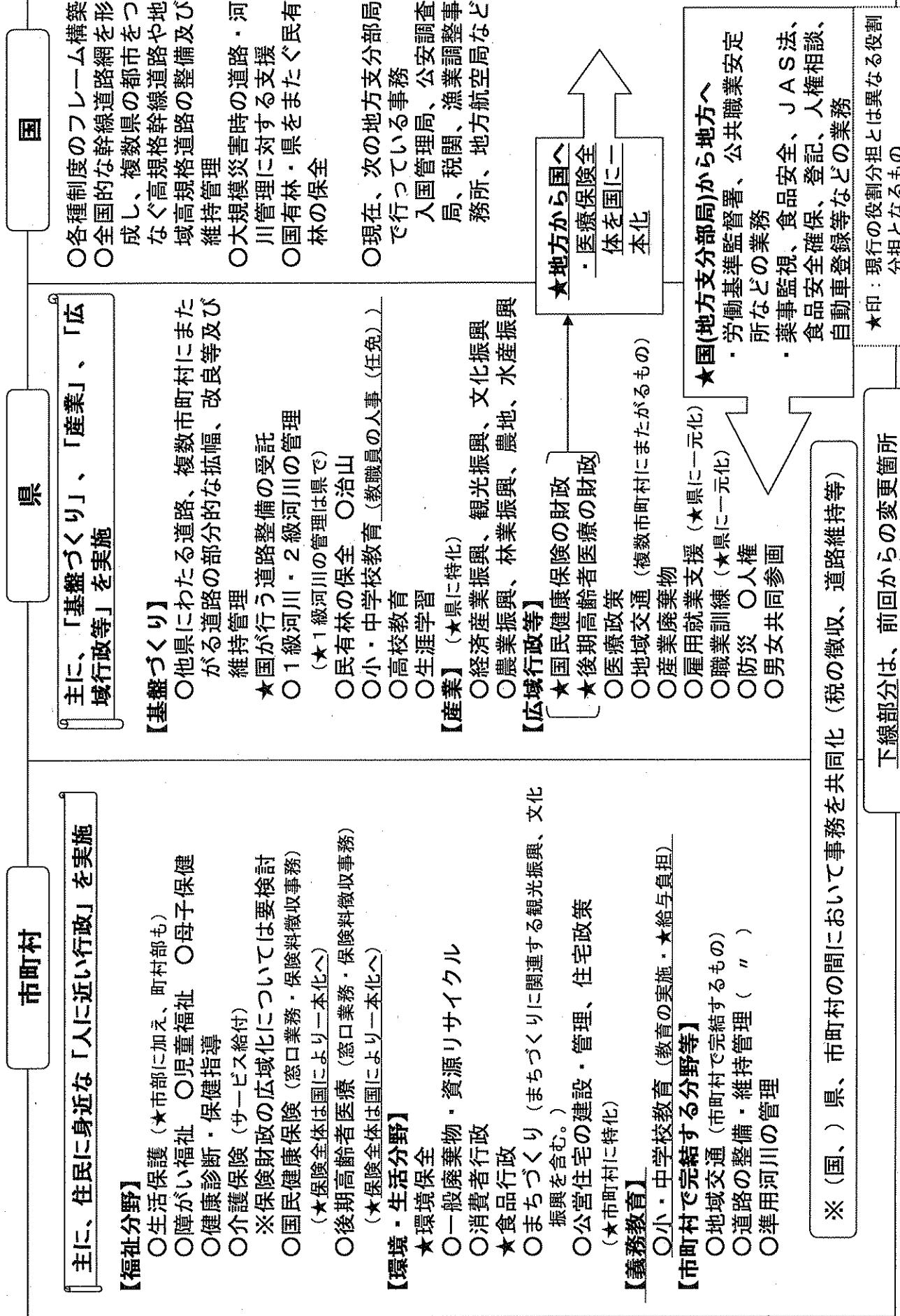
【第3原則】

○住民が参画してることを決める(決めるべき)分野について、市町村、県、国のどの段階で判断することが適当か。(デモクラシー)

《検討している分野の例示》

- 【生活】まちづくり
- 【教育】小・中学校教育 高校教育

鳥取県発地域主権型社会における国・県・市町村の役割分担【主なもの】(たたき合)



行政分野を担う主体について【主なもの】（たたき台）

下線部分は、前回からの変更箇所

共通課題

それぞれの行政分野を担う実施主体において、業務実施に要する経費と人材が確実に確保されることが必要。

消 防

☆現状：市町村が、一部事務組合（3圏域）により実施。

【市町村】 ○消防は、市町村が実施。（現在行っている3圏域による実施形態をさらに広域化することについては、検討が必要。）

防 災

☆現状：県、市町村が、それぞれ実施。

【県】 ○防災業務は、全県にわたる分野であり、広域的見地から県が実施。

人 権

☆現状：県、市町村が、それぞれ実施。

【県】 ○人権施策は、全県にわたる分野であり、県が実施。

男女共同参画

☆現状：県、市町村が、それぞれ実施。

【県】 ○男女共同参画施策は、全県にわたる分野であり、県が実施。

生活保護

☆現状：市部に係る業務は市が実施。町村部に係る業務は県が実施。

【市町村】 ○対象者に対するサービス給付（保護の決定・実施・就労の指導等）は、市町村が実施。（町村部については、当該町村が実施。）

※国は、法制度の管理、保護基準の策定等を実施するほか、必要な財源を保障。

※県は、市町村が行う保護業務の技術支援、査察指導を実施。

《課題等》 ○専門性の確保等の観点から、市町村における事務の共同化や、町村福祉事務所への技術的支援が必要。

障がい福祉

☆現状：市町村が実施。

- 【市町村】 ○障がい福祉に関する業務は、市町村が実施。
※国は、法制度の管理や最低限必要な全国統一基準の管理などを行う。
※県は、市町村が行う障がい福祉に関する業務の技術支援等を実施。
- 《課題等》 ○人材育成、専門的な相談支援、精神保健福祉に関するサービスなど、広域的に対応した方が効率的な業務の提供体制の検討も必要。
○市町村単位のサービス実施では対象者が少ないような場合、スケールメリットを活かした方が効率的。
→専門性の確保、業務の効率化等の観点から、市町村における事務の共同化の検討も必要。
○人材（専門職員）の確保や、障がいの特性等に応じた対応が必要。
→市町村における事務の共同化や県による支援も検討。

児童福祉

☆現状：市町村が実施。

- 【市町村】 ○児童福祉に関する業務は、市町村が実施。
国は、法制度の管理や最低限必要な全国統一基準の管理などを行う。
※県は、市町村間の調整や市町村に対するサポートを実施。
- 《課題等》 ○人材（専門職員）の確保が必要。

母子保健

☆現状：市町村が実施。

- 【市町村】 ○母子保健に関する業務は、市町村が実施。
※県は、市町村間の調整や市町村に対するサポートを実施。
- 《課題等》 ○人材（専門職員）の確保が必要。

健康診断・保健指導

☆現状：市町村が実施。

- 【市町村】 ○健康診断・保健指導に関する業務は、市町村が実施。
※県は、市町村間の調整や市町村に対するサポートを実施。
- 《課題等》 ○人材（専門職員）の確保が必要。

介護保険

☆現状：市町村が実施。

- 【市町村】 ○介護保険に関する業務は、市町村が実施。
○市町村は、地域の実情に応じ、地域密着型サービス、上乗せ給付等の独自サービスも提供。
※国は、法制度の管理や全国一律の要介護・要支援認定基準の管理などを行うほか、必要な財源を保障。
※県は、市町村間の調整や市町村に対するサポートを実施。
- 《課題等》 ○専門性の確保、業務の効率化等の観点から、市町村における事務の共同化・広域化の検討も必要。
○介護保険財政の広域化について、運営主体の検討が必要。
→市町村広域連合による対応など

国民健康保険

☆現状：市町村が実施。

- 【国】 ○医療保険全体を国に一本化。国が保険者となって責任をもって実施。国が必要な財源を保障。（制度を管理し、保険料率の決定等を行う。）
※保険料率の設定に当たっては、各都道府県の実情・状況が反映される仕組みの構築が必要。
※必要な財源については、国が責任を負うことを基本とする。都道府県、市町村の財源負担のあり方については、検討が必要。（医療費抑制、健康づくりにインセンティブが働く仕組みづくりが必要。）
※都道府県レベルで、医療費の支払い事務を担う機関の設置が必要。（現在の国民健康保険団体連合会の活用等）
- 【市町村】 ○保険給付に係る申請・届出の受付などの窓口業務や保険料の徴収事務は、市町村が実施。
- 《課題等》 ○国民健康保険に係る病院・診療所の運営主体の検討が必要。

後期高齢者医療

☆現状：市町村（広域連合）が実施。

※○医療保険全体を国に一本化することから、「国民健康保険」と同様。

医療政策・病院

☆現状：医療行政は県が実施。病院は、国・県・市町村がそれぞれ設置。

【県】 ○県民の命に関わる分野であり、医療政策は、県が実施。

《課題等》 ○県が市町村国民健康保険の財政の運営主体となることを前提に、現在、国、県、市町村が設置している病院・診療所の運営主体の検討が必要。

地域交通

☆現状：許認可は国。広域交通は県。域内交通は市町村。

【県】 ○複数市町村にまたがる広域交通政策は、県が実施。

【市町村】 ○市町村で完結する域内交通政策は、市町村が実施。

観光振興

☆現状：県、市町村がそれぞれ実施。

【県】 ○観光振興は、全県にわたる分野であり、県が実施。
(まちづくりに関連する観光振興は、市町村が実施。)

文化振興

☆現状：県、市町村がそれぞれ実施。

【県】 ○文化振興は、全県にわたる分野であり、県が実施。
(まちづくりに関連する文化振興は、市町村が実施。)

環境保全

☆現状：国、県が実施。

- 【市町村】 ○環境保全行政は、市町村が実施。
※国は、国際間の取り決めや規制基準等に係る国全体のフレームづくりなどを実施。
※県は、不特定な汚染源対策、市町村間の利害に係る調整等を実施。
○自然の保護・利用に係る現場での対策は、市町村が実施。
※国は、全国的に貴重な自然の保護に係る地域指定（国立公園）やその保護・利用のフレームづくりを実施。
- 《課題等》 ○対象地域が広域にわたるケースについては、市町村による共同実施等により必要。
○市町村における技術者の確保等（共同による人材確保等）が必要。

廃棄物処理・資源リサイクル

☆現状：一般廃棄物は市町村が実施。産業廃棄物は県が実施。資源リサイクルは市町村が実施（県は指導等を実施）

- 【 県 】 ○産業廃棄物に係る規制・指導行政は、県が実施。
- 【市町村】 ○一般廃棄物・資源リサイクルに係る規制・指導行政は、市町村が実施。
※国は、法制度の管理や最低限必要な全国一律の基準の管理などを行う。
- 《課題等》 ○市町村における技術者の確保等（共同による人材確保等）が必要。

消費者行政

☆現状：市町村が実施。

- 【市町村】 ○消費者行政は、市町村が実施。
※国は、法制度の管理や安全基準等の最低限必要な全国統一基準の管理などを行う。
※県は、市町村間の調整や市町村に対するサポートを実施。
- 《課題等》 ○市町村における専門的知識・能力を有する人材等の確保等（共同による人材確保等）が必要。

食品行政

☆現状：国、県が実施。

- 【市町村】 ○現場における監視指導は、市町村が実施。
※国は、制度設計・国際間取引における監視を実施。
※県は、行政検査を実施。
- 《課題等》 ○専門性の確保、業務の効率化等の観点から、市町村保健所の共同設置の検討も必要。

まちづくり

☆現状：市町村が実施。

- 【市町村】 ○まちづくりに係る行政は、市町村が実施。
○都市計画の決定は、広域にまたがり、広域的な観点から整合性をとる必要があるもの（県が実施）などを除いて、市町村が実施。
- 《課題等》 ○市町村における専門的知識・能力を有する人材等の確保等（共同による人材確保等）が必要。

住宅政策

☆現状：（国、）県、市町村が実施。

- 【市町村】 ○公営住宅の建設・管理は、市町村が実施。
○住宅政策は、原則として市町村が実施。
- 《課題等》 ○市町村における専門的知識・能力を有する人材等の確保等（共同による人材確保等）が必要。

経済産業振興

☆現状：県、市町村が実施。

- 【 県 】 ○経済産業振興は、全県にわたる分野であり、県が実施。

雇用就業支援

☆現状：県、市町村が実施。

- 【 県 】 ○求職者の求職ニーズは在住市町村内で完結するものではないことから、スケールメリットを活かし、県が実施。
(求人情報の提供・相談業務については、市町村でも実施。)

職業訓練

☆現状：国、県が実施。

- 【 県 】 ○職業訓練の提供に当たり、施設、指導体制等の面においてスケールメリットを活かし、県が実施。

農業振興

☆現状：県、市町村が実施。

【 県 】 ○農林業振興は、全県にわたる分野であり、県が実施。

林業振興

☆現状：県、市町村が実施。

【 県 】 ○林業振興のほか、全県的な規模において、広域性、均衡性等を保ち、専門的・技術的な観点から行う保安林の指定、解除等は、県が実施。

※国は、保安林の指定、解除等の基準の策定等を実施。

農地

☆現状：農地面積に応じて、国、県、市町村が実施。

【 県 】 ○農地転用は、全県における農地のあり方に関わる分野であることから、県が実施。

水産振興

☆現状：国内水域に係る水産振興は、県、市町村が実施。

【 県 】 ○水産振興は、市町村の区域で完結する分野ではないことから、県が実施。

道路の整備

☆現状：国、県、市町村のそれぞれが実施。

【 国 】 ○全国的な幹線道路網を形成し、複数県の都市をつなぐ高規格幹線道路や地域高規格道路（山陰道・鳥取自動車道・鳥取豊岡宮津自動車道・北条湯原道路・江府三次道路）の整備は、国家戦略的な観点から、国が実施する。

【 県 】 ○既存の国道を含め、他県にわたる道路、複数市町村にまたがる道路の部分的な拡幅、改良等は、広域的観点から、原則として県が実施する。

【市町村】 ○一市町村内で完結する道路の整備は、市町村が実施する。

《課題等》 ○国が実施すべき道路整備部分について、地方支分部局の廃止等により国の実施体制がなくなる場合には、地方が受託等を受けて効率的に実施することを検討。
○財源の確保が必要。

道路の維持管理

☆現状：国、県、市町村のそれぞれが実施。

【国】 【県】 【市町村】 ○原則として、道路整備を行う道路管理者が維持管理の責任を持つ。
○効率的な維持管理の実施のため、国、県、市町村による共同事務の実施等を進める。

《課題等》 ○財源の確保が必要。
○県・市町村が維持管理を行う場合において、大規模災害時の国の支援（財政的支援・技術的支援）の仕組みづくりが必要。

河川の管理

☆現状：国、県、市町村のそれぞれが実施。

【 県 】 ○1級河川（千代川、天神川、日野川）の上流から河口に至る全区間及び2級河川の管理は、県が実施。

【市町村】 ○準用河川の管理は、市町村が実施。

《課題等》 ○財源の確保が必要。

○県・市町村が管理を行う場合において、大規模災害時の国の支援（財政的支援・技術的支援）の仕組みづくりが必要。

治 山

☆現状：国、県が実施。

【 国 】 ○国土保全政策として、国有林の保全及び民有林（うち、県をまたぐもの）の保全は、国が実施。

【 県 】 ○民有林（国が保全するものを除く）の保全は、県が実施。

○国有林は、所有者たる国が管理すべきであるが、国が実施すべき部分について、地方支分部局の廃止等により国の実施体制がなくなる場合や、県が管理する民有林と一体的に管理する方が効率的な場合などには、地方が受託等を受けて効率的に実施又は県本来の事務として整理。

小・中学校教育

☆現状：教育内容は市町村。人事（任免）権・人件費は県。

【 県 】 ○教職員に対する人事（任免）を行う。

【市町村】 ○教育（小・中学校の設置・運営、教育内容）を実施。また、教職員に係る給与を負担し、服務・監督を行う。

※国は、基本的な教育制度の枠組みの設定、全国的な基準（学校の設置基準、教育課程の基準、教育免許の基準等）の設定、地方における教育条件整備のための支援等を実施。

《課題等》 教育委員会制度に係る検討が必要。

高校教育

☆現状：県が実施。

【 県 】 ○地域を担う基盤をつくる「人づくり」には県が責任を負うべきこと、また、普通高校、専門高校などの高校教育に対するニーズは市町村の区域で完結しないことから、県が実施。

※国は、基本的な教育制度の枠組みの設定、全国的な基準（学校の設置基準、教育課程の基準、教育免許の基準等）の設定、地方における教育条件整備のための支援等を実施。

《課題等》 教育委員会制度に係る検討が必要。

生涯学習

☆現状：県、市町村が実施。

【 県 】 ○地域を担う基盤をつくる「人づくり」には県が責任を負うべきとの観点から、県が実施。

☆現状：維持管理・活用は市町村が実施。

文化財

【市町村】 ○文化財の維持管理・活用は、市町村が実施。（所有者がある文化財の管理は、所有者）

医療保険制度の国一元化について

政策企画総室

【現状】 医療保険制度によって、財政状況や保険料率がバラバラで、市町村国保（市町村単位の地域保健）や協会けんぽ（中小企業）など、財政基盤が脆弱な保険は、近い将来、立ち行かなくなる。

《市町村国保》

○市町村国保は、年金生活者や無職者など低所得者が多く、保険料負担能力は低く、保険規模が市町村単位と小さいため、財政基盤が脆弱。

市町村国保 単年度実質収支 (H20、鳥取県)	赤字団体 市町村計	10／19市町村 △672,492千円
-------------------------------	--------------	------------------------

※ 国においては、地域保健の広域化が検討されているが、都道府県単位での広域化だけでは、財政的に脆弱な保険を統合することになり、加入者の高齢化や低所得者の増加といった構造的な課題の解決にはならない。

○市町村国保は、高齢者の割合が高く、医療費が多くかかる。

各保険における 65～74歳加入率 (全国)	国民健康保険 健康保険組合[大企業] 協会けんぽ[中小企業]	28% 2% 5%
------------------------------	--------------------------------------	-----------------

《協会けんぽ》

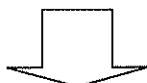
○景気の影響を受けやすい中小企業中心の協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）は、急激な経済危機による賃金の大幅な減少や医療費支出の増加により、財政状況が悪化。

- ◆今年度末は、積立金(1,500億円)を崩しても4,500億円の赤字が見込まれることから、
⇒ 高齢者医療に関する負担を健康保険組合や共済組合が肩代わり。
⇒ 国庫負担率引き上げ：(H21) 13%→(H22) 16.4%
⇒ 保険料率引き上げ：(H21) 8.2%→(H22) 9.34%

《各保険の保険料率の格差》

各保険における 加入者平均所得と 平均保険料率 (H20、全国)	区分	加入者一人当たり 平均所得	平均保険料率
	市町村国保	79万円(*1)	10.5%(*2)
	協会けんぽ	218万円	8.2%
	組合健保	293万円	7.38%
	共済組合	321万円	7.045%

*1:分母には所得不詳者含む。 *2:加入者一人当たり保険料(8.3万円)を平均所得で割って算出。



【方向性】 国の責任のもと、すべての医療保険制度を全国レベルで一元化し、国民皆保険を堅持する。

- 財政規模が大きくなるため、医療保険の財政安定化が図られる。
また、保険料（税）の統一化が図られ、保険料格差が是正される。
- 保険料は、都道府県単位で医療費負担などを勘案して決定することとし、地域ごとの健康づくりの取組を保険料に反映させる仕組みを構築する。
- 加入・脱退届け受理、保険料徴収などの事務は、住民に最も身近な市町村が担う。

介護保険の広域化について

政策企画総室

《介護保険》（費用負担：利用者負担1割、残りを保険料と公費負担で折半）

【現状①】市町村単位の地域保険は、保険規模が小さく財政基盤が脆弱

○高齢者の増加や長寿化に伴う要介護者数の増加により給付費及び保険料が年々増大。

[鳥取県]	H13	H21見込み
介護給付費	329億円	454億円
保険料	2,891円／月	4,480円／月

○ただし、介護給付費等の増大等に伴う収入不足が生じるときは、財政安定化基金で対応が出来ている。また、市町村相互安定化事業により財政安定化を図ることも可能。

【現状②】高齢化や介護サービスの状況により、市町村間の保険料に格差

○介護給付費に要する経費を基に市町村ごとに第1号保険料（65歳以上）を設定しており、高齢化や介護サービスの状況により市町村間で格差が生じている。

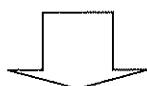
保険料格差の状況 (H21、鳥取県)	最高	北栄町	4,895円／月
	最低	智頭町	2,920円／月
	平均	-	4,480円／月

【現状③】「集団的サービス」から「住み慣れた地域で生活するためのサービス」へ

○平成18年度から、地域密着型サービスが導入されるなど、大規模で集団的サービスから住み慣れた地域において個々の利用者のニーズに応じたサービスへ移行。

※市町村において、地域密着型サービス事業所の指定・指導、地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定が可能となる「地域密着型サービスの導入」（平成18年度）

※介護給付費抑制のため「介護予防などの地域支援事業の制度の導入」（平成18年度）



【検討事項】介護保険の都道府県レベルでの広域化について

- ・県が介護保険の保険者となり県下全域で保険料が安定化するよう制度化。
(⇒保険設計を都道府県単位とするが、保険料については、市町村ごとのサービスの違いなどを反映したものとする。)

(1) メリット

- 財政規模が大きくなるため、財政安定化に一定の効果が見込まれる。
- 市町村間で格差が生じた第1号保険料の解消が図られ、保険料格差が是正される。
- 現在、地域の実情等も踏まえ市町村ごとで異なる介護サービスが提供されているが、このうち最低限提供されるべき介護サービスの部分については、県下均一提供が可能。

(参考) 県内における広域化への取組

※制度創設から南部町、日吉津村、伯耆町は、南部箕輪屋広域連合で3町村の保険者として役割を担っている。

(2) 課題

- 介護保険制度が、市町村ごとに地域の実情に応じた介護サービスの提供を前提として実施されており、市町村によって、介護サービスの内容、要介護比率などが異なるため、広域化に当たっては、地域の実情に応じたサービス提供など受益と負担の妥当性について十分な検討や議論が必要。

教育委員会制度について

1 教育委員会制度について

●教育委員会制度の問題点

① 教育行政に対する責任の所在が不明確。

- 教育委員会制度が、教育権限の一極集中を回避することや教育行政の公正・中立の確保等を重視するあまり、首長、レイマンである教育委員、専門家である教育長・事務局の間で過度の相互抑制が働く。
- その結果、教育委員会の合議制が前例踏襲主義になりがちであったり、首長の責任、教育長の位置付けやその責任主体が曖昧になりがち。

② 教育委員会制度の建前と現実とが乖離。

- 合議制の教育委員会が、本来、地域の教育行政の最高の意思決定機関であり執行機関であるが、現実には、教育委員が非常勤・兼業であることから、名誉職となりやすい。
- 教育委員会が、教育長・事務局からの議案を追認するだけの機能となりやすい。

③ 組織・運営が硬直化。

- 自治体は、人口規模や行政資源が多様であるが、教育委員会の組織・運営は、自治体の種類や規模等にかかわらず、一律のものとなっている。

④ 義務教育に関しては、学校運営は市町村、人事（任免）・給与は県：「ねじれ」

- 小・中学校の設置及び教育内容は市町村が担う一方で、県が、教育内容の支援（指導）及び教職員の採用を含む人事（任免）権を持ち、人件費を負担するという関係にある。

《県費負担教職員制度》

- 市町村立小・中学校等の教職員は市町村職員であるが、その給与については、例外的に都道府県の負担とすることにより、給与水準と教職員を確保し、教育水準の維持向上を図る。
- 都道府県が人事を行うこととし、身分は市町村職員としてながら、広く市町村を越えて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

【参考】教育委員会制度の意義

①政治的中立性の確保

教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派の影響力から中立性を確保することが必要。

②継続性・安定性の確保

特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

③地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家ののみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

2 今後の教育委員会制度と義務教育

《現状：県、市町村の教育委員会が持つ権限等》

- [県] 人事（発令・懲戒）、給与
- [市町村] 学校の設置・運営、教育内容、服務、監督指導、身分

【考え方1】

- 義務教育（小・中学校の設置・運営、教育内容）は、市町村が担う。
- 教職員の人工費は、市町村が負担する。
- 教職員の人事（任免）権は、市町村が持つ。
→しかし、小規模市町村においては、単独で教職員採用等の人事を行うことは、困難であることから、東部、中部、西部の3圏域で、広域連合により市町村教育委員会を組織し、ブロック単位で人事を行う。ブロック間の交流も併せて行う。
※このとき、広域連合長は、構成市町村の長の中から、住民選挙によらず選出されることが通例であるので、教育に関して、地域住民から直接に責任を付託されたものとは言い難い。（誰が教育に責任を負うのか、というデモクラシーの問題）

【考え方2】

- 義務教育（小・中学校の設置・運営、教育内容）は、市町村が担う。
- 教職員の人工費は、市町村が負担する。
- 教職員の人事（任免）権は、県が持つ。
(小規模市町村においては、単独で教員採用等の人事（任免）を行うことは、困難なことから、人事は、県教育委員会が行う。このとき、現在法制度化されている市町村教育委員会による内申の手続は引き続き維持しつつ、併せて、県と市町村との協議機関を設ける。)

【考え方3】

- 義務教育（小・中学校の設置・運営、教育内容）は、県が担う。
- 教職員の人工費は県が負担し、人事（任免）権は県が持つ。
※地域全体で教育を行う、という考え方からは距離を置くことになる。

◎なお、それぞれのパターンにおいて、「教育委員会を存置する」か、あるいは、「教育委員会を廃止し、首長部局が教育行政に対し責任を負う」かとの問題がある。



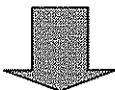
- 教育委員会の必置規制を外し、設置を、地方自治体の自由裁量に委ねる。
- 「教育委員会を廃止し、首長部局が教育行政を担う」場合、教育委員会が担っている「政治的中立性の確保」を担保するため、首長部局の「教育部長」（仮称）をサポートするとともに、監視・評価する「教育審議会」（仮称）のような附属機関を設置することが必要。
☆「教育審議会」（仮称）の役割
 - ・地域の教育課題に応じた基本的な教育の方針・計画の策定に関する答申（首長が諮問）
 - ・首長・教育部長の事務執行に対する助言・提言・勧告

地域主権における行政の普及啓発事業の考え方

政策企画総室

【現 状】県・市町村がそれぞれに独立して住民に対する普及啓発事業を実施。

- 県と市町村で、「男女共同参画」「人権意識啓発」「環境・エネルギー対策」「消費者問題」「防災」「保健・医療・福祉」「資源・ゴミ処理」など、それぞれ、重複して、住民への広報や普及啓発事業を展開



【方向性】役割分担ごとに独立して実施を原則としつつ、必要な連携体制を確保

- 「防災」「人権」「男女共同参画」「医療政策」などの広域行政分野は、県が主体となって普及啓発を実施。
- 「廃棄物処理」「資源リサイクル」「消費者問題」「保健福祉サービス」など、住民生活密着型の行政については、市町村が主体となって普及啓発を実施。
- 但し、地域単位でのきめ細かな普及啓発が必要な場合や、逆に、広域的に速やかな普及啓発を必要とする場合などに対応できるよう、普及啓発事業について県と市町村の連携協力体制を確保。

[メリット]

広域的及び個別地域的観点の両面から、住民への普及啓発の徹底が図られる。

[デメリット]

二重行政、効率性の面が不徹底。

[考え方]

連携する普及啓発事業は限定的なものとし、通常は、役割分担の主体が責任をもつて実施。